

酒々井町議会 災害対応方針

1. 趣旨

酒々井町内において地震、風水害等の大規模災害が発生した際に、町議会及び町議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

2. 大規模災害の定義

町が酒々井町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する災害、またこれに準じた組織が設置される災害等とする。

※酒々井町地域防災計画における災害対策本部設置基準

災害種別	設置基準
地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町域で震度5弱の揺れを観測したとき（自動配備）。 ○ 東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備）。 ○ その他町長が必要と認めた場合
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町域に次の特別警報等が発表され、被害の発生又は発生するおそれがあるときに、本部長が必要と認めたとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報（土砂災害） ・ 大雨特別警報（浸水害） ・ 大雪特別警報 ・ 暴風特別警報 ・ 暴風雪特別警報 ・ 記録的短時間大雨情報 ・ 顕著な大雨に関する情報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 氾濫危険（発生）情報 ○ 町域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。 ○ 深夜から明け方に上記の特別警報に至る可能性が高いとき、暴風域が通過するとき。 ○ その他状況により、本部長が必要と認めたとき。

3. 議会の役割

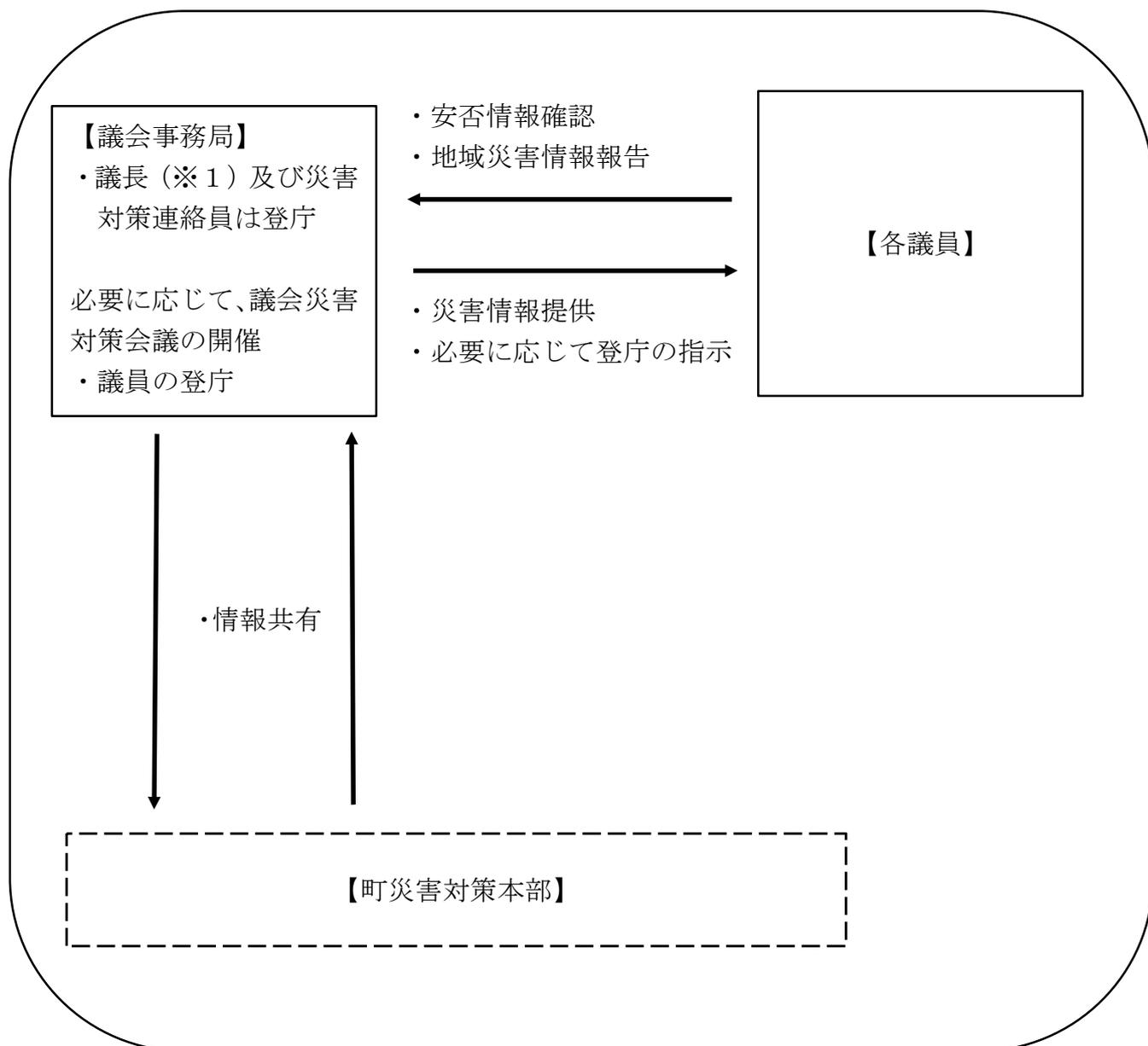
議会は、大規模災害が発生した際には、町対策本部と連携し、町の災害対策を側面から支援し、町民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、全議員で構成する酒々井町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、別表1の役割を担うものとする。

4. 議員の役割

議員は災害発生直後においては、被災した住民の救援や復旧のために、地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。このような役割を担うため、別表1の役割を担うものとする。

5. 議会事務局の役割

災害対策会議が設置された場合は、議会事務局が別表1の役割を担うものとする。



時系列対応方針

活動期	活動内容
<p>初動期 (災害発生時から24時間以内)</p>	<p>(1) 議長及び災害対策連絡員は、速やかに登庁する。</p> <p>(2) 議員は自身の安否を議会事務局に報告する。議会事務局の職員は安否を議長に報告する。</p> <p>(3) 議員は自身の安全を確保した上で、それぞれの地域において活動する。</p> <p>(4) 議員は、議会事務局との連絡体制を確立する。</p> <p>(5) 議会事務局及び災害対策員は、議員への災害情報を提供する。</p> <p>(6) 会議開催中の対応は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長（委員長）は、会議の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても直ちに休憩または延会（散会）を宣言することができる。 ・議場（会議室）から避難が必要となったときは、議長（委員長）は、傍聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。 ・議長（委員長）は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合、速やかに当局、あるいは議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝えるものとする。
<p>応急対応期 (災害発生時からおよそ3日間以内)</p>	<p>(1) 議会事務局及び災害対策連絡員は、町対策本部からの新しい情報を議員に提供する。</p> <p>(2) 議員は、地域における被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて議会事務局に連絡する。</p> <p>(3) 議会からの連絡を受けた議会事務局は、議長が必要と認めるときは、町対策本部へ要請を行う。</p> <p>(4) 議長は、必要な会議を開催し、今後の対応について協議するものとする。</p>
<p>本格対応期 (災害発生時から4日目以降)</p>	<p>(1) 議長は、必要に応じて臨時会の招集請求をし、災害対応に対する対応を協議する。</p> <p>(2) 議員は地域においての情報収集に努める。</p> <p>(3) 議長は、被災地及び避難所等に応じて、町への要請、要望を行う。</p>

別表 1

組織	活動内容
議会	(1) 議員の安否確認 (2) 災害対策連絡員 1 名を予め選出し、議会事務局の役割の補佐を行う。 (3) 災害等の情報を収集・整理し、必要に応じて議員及び町対策本部に情報を提供し、連携を図る。 (4) 町対策本部及び関係機関に対し、必要に応じて優先順位を付して要望並びに提言を行う。 (5) 議長は必要に応じ、議会災害対策会議を開催する。 (6) その他議長が必要を認める事項に関すること。
議員	(1) メールは又は F A X（必要に応じて電話）で自身の安否等を議会事務局に報告する。（※3） (2) 自身の安全を確保した上で、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、町民の安全確保と応急対策に努めるなど、地域における活動に従事する。 (3) 地域活動等を通して地域の災害情報などを収集し、議会事務局に報告する。 (4) 町対策本部が災害対応に専念できるよう、個別の要請等については、必ず議会事務局を窓口として行い、町対策本部や所管課等と直接やり取りを行わないようにする。 (5) 議会事務局や町対策本部から提供された情報を、必要に応じて町民に伝達する。 (6) 議長からの参集指示や、議会事務局からの情報提供に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。
議会事務局	(1) 把握した議員の安否、被害状況及び町の対応状況を、速やかに各議員へ報告する。 (2) 災害対策員と情報共有を図る。 (3) 事務局長は、町対策本部会議に出席し、情報の共有を図る。

※1 議長が登庁できないとき

以下の順により、議会対策会議における議長の職務を代理する。

①副議長

②議会運営委員会委員長

③常任委員会委員長（総務 ⇒ 教育民生 ⇒ 経済建設）

※2 議員の安否等報告事項

①議員名 ②安否の状況 ③報告時点の居場所 ④参集の可否 ⑤連絡先

⑥その他